

○三島市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成25年3月22日

条例第10号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の歯科疾患の予防等による歯及び口腔^{くわう}の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、市における歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健関係者等 保健、医療、社会福祉、教育等の分野において歯科口腔保健に関する職務に従事する者並びに歯科口腔保健の関係機関及び関係団体をいう。
- (2) 事業者 他人を使用して市内で事業を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健は、市民が生涯にわたり健やかで心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであり、持続可能で活力ある健康都市の実現に資するものであることに鑑み、保健、医療、社会福祉、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、市民、保健関係者等、事業者及び市が協働することを旨として、推進されるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、保健関係者等及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策を活用すること、歯科医師等の指導及び助言を受けること等により、歯科口腔保健に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(保健関係者等の役割)

第 6 条 保健関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの職務において市民の歯科口腔保健を推進するよう努めるとともに、他のものが行う歯科口腔保健に関する取組と連携し、及びこれに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）及び歯科保健指導を受けることその他の歯科口腔保健に関する被用者の取組を支援するよう努めるものとする。

(歯科口腔保健計画)

第 8 条 市長は、市民の歯科口腔保健に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯科口腔保健に関する基本的な計画として、三島市歯科口腔保健計画（以下「歯科口腔保健計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科口腔保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する基本方針
- (2) 歯科口腔保健の推進に関する目標
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 歯科口腔保健計画は、三島市健康づくり条例（平成24年三島市条例第5号）第9条に規定する三島市健康づくり計画その他の市が策定する健康づくりに関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、歯科口腔保健計画を定めようとするときは、あらかじめ、三島市歯科口腔保健推進会議（第11条第1項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、歯科口腔保健計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、歯科口腔保健計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施)

第 9 条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 8020運動（80歳に達するまで自己の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼^{そしやく}の能力を維持し、健康で質の高い生活を送ることを目的とした歯科口腔保健に関する運動をいう。）を推進すること。
- (2) 摂食（咀嚼を含む。）、嚥^{えん}下等の口腔機能の維持向上に関する知識の普及啓発を行うこと。

- (3) 歯科口腔保健の観点から三島市食育基本条例（平成21年三島市条例第10号）に基づく食育の推進を図ること。
- (4) 母子（妊婦を含む。）の歯科口腔保健を推進すること。
- (5) 幼児、児童及び生徒の歯科口腔保健に関する教育を推進するとともに、効果的な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (6) 青少年及び成人の効果的な歯周病の予防対策を推進すること。
- (7) 高齢者の口腔機能の維持向上のための対策を推進すること。
- (8) 障害者、介護を必要とする者その他の歯科検診、歯科保健指導等を受けることが困難な者について、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (9) 平常時及び災害時における歯科医療体制の整備を推進すること。

（財政上の措置）

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進会議）

第11条 歯科口腔保健計画の推進を図るため、三島市歯科口腔保健推進会議を置く。

2 推進会議は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、市民の歯科口腔保健の推進に関する重要事項について調査審議する。

3 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健関係者等（機関及び団体にあつては、これらを代表する者）
- (3) 事業者又は地域団体を代表する者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。